

富田林市役所金剛連絡所

# 金剛連絡所ホール

## ご利用案内

KONGORENRAKUSYO HALL



ご案内

- 施設のご案内
- 貸館のご案内
- ご使用時のお願い
- 交通アクセス

# 施設のご案内

## フロアガイド

- 1 階** 富田林市役所金剛連絡所
- ・受付窓口 ・市税・国保料等の収納窓口
  - ・多目的トイレ ・授乳室 ・駐輪場
- 2 階**
- ・金剛連絡所ホール
  - ・相談室 ・福祉なんでも相談窓口

共用駐車場 有料 39台 TimesUR金剛 (タイムズ24(株)管理)

※金剛連絡所ホールの使用者は、駐車料金の割引を受けることはできません。



1階受付ロビー

## 施設概要

所在地 富田林市寺池台一丁目9番15号

敷地面積 460.24㎡

建築面積 328.50㎡

延床面積 603.59㎡

構造 鉄骨造 地上2階

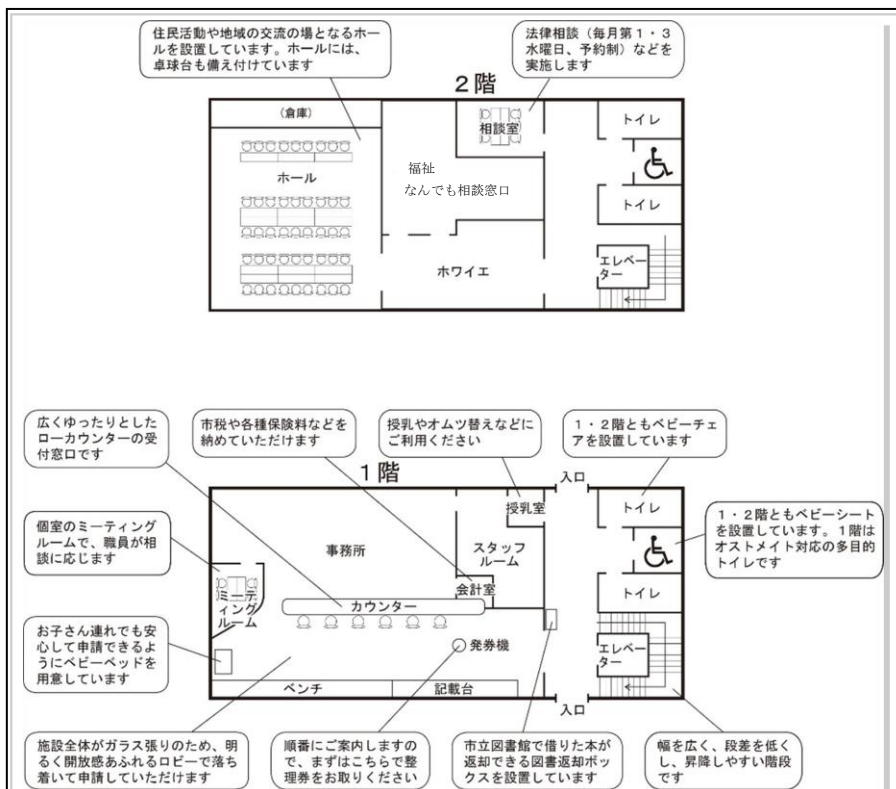


敷地案内図

## 金剛連絡所ホール

- ホール 90.30㎡ 会議・講演会・卓球など《スリッパ、上靴での使用》【床面：フローリング】  
 (定員45名：ホワイトボード1台・机15台・椅子45脚・卓球台2台  
 ・放送設備[有線マイク1本・ワイヤレスマイク2本・ワゴンアンプ式])

## ● ホール



# ホール貸館のご案内

## ◇使用できる時間

午前9:00～午後9:00の間で1時間単位での使用ができます。(ホールの使用が無ければ閉館)

※ 使用時間には、準備や後片付けなどに要する時間も含まれますので、厳守して下さい。

※ ご利用いただく際は、設備の片付けに要する時間の配分に十分留意した計画をお願いします。

## ◇休館日

第2木曜日(ただし祝日は開館)、年末年始(12月29日～1月3日)

保守・点検で臨時に休館する場合があります。

## ◇使用の申込み

(1) 使用申込みは、使用日の3か月前(注意①)に当たる月の初日から使用日の2日前(注意②)まで受け付けし、開庁日の午後5時まで使用が終了する場合のみ、使用開始時間の30分前まで受け付けます。

使用許可の順位は、申請の順序によりますが、申込み初日のスタート時点は申込者が複数の場合、抽選により順位を決定します。

【注意①】市内居住者・市内在勤者又は市内在学者でない者は、2か月前です。

【注意②】金剛連絡所の閉庁日は算入しません。

(2) 所定の申込書に必要事項を記入の上、使用料を添えてお申し込み下さい。審査後、使用許可書をお渡しいたします。申し込み後の変更は、できません。(追加申込みのある場合は、(1)に従って申込み下さい)

(3) 市が使用する場合は、3か月以前に事業が入る場合もありますので、ご了承下さい。

(4) 電話や口頭でのお申込みは受付いたしません。

## ◇お申込みの受付場所と受付時間

富田林市役所金剛連絡所 1階受付窓口

月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:30(祝祭日、年末年始は除く)

## ◇使用の許可

(1) 使用を許可した場合は、使用許可書をお渡しします。使用当日、必ず管理人に提示して下さい。

(2) 16歳未満の午後6時以降の使用は、必ず保護者同伴をお願いします。

## ◇使用料金

| 項目   | 1時間当たりの使用料 |       |
|------|------------|-------|
|      | 市内居住者      | 市外居住者 |
| ホール  | 500円       | 760円  |
| 放送設備 | 300円       | 450円  |

(1) 市内に在勤又は在学する者は、市内居住者とします。

(2) 使用者が1,000円を超える入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は営利を目的として使用する場合は、使用料の3倍の額(当該使用者が市外居住者の場合は使用料の5倍の額)とする。

(3) 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて1時間とする。

## ◇使用を許可できない場合

次の場合は、ホールの使用許可ができません。

(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがあるとき

(2) 施設又は附属設備を汚損し、又は破損する恐れがあるとき

(3) 連続して5日を超えて使用するとき(市が使用する場合は除く)

(4) 管理運営上支障があるとき

(5) 暴力団の利益になると認めるとき

(6) 前号に定めるほか、市長が不適合と認めるとき

## ◇使用の取消し還付

納付された使用料は、原則として還付できませんのでご了承下さい。

ただし、使用日の7日前までに、「使用許可書」を添付して「使用取消申請」を申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の半額を還付します。

## ◇権利譲渡等の禁止

許可を受けた目的以外にホールを使用し、又はこの権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。

## ◇許可の取消し

次の場合には使用を取消し、又は停止します。

- (1) 使用者が富田林市金剛連絡所ホール設置条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき
- (2) 使用者が使用の許可条件に違反、若しくは虚偽の申請をしたとき
- (3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがあるとき
- (4) 建物・設備・器具等を破損し、又は滅失する恐れがあるとき
- (5) 管理の支障となる事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- (6) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき
- (7) 災害等の事故でホールが使用できなくなったとき

なお、取消し又は停止により生じた損害等についての責任は負いかねます。

## ご使用時のお願い

- 1.使用許可証の携帯** 使用される方は、許可書を携帯し、使用当日ホール前で管理人に提示して下さい。
- 2.使用時間の厳守** 使用時間には、会場の準備、お客様の入退場及び後始末(設備・備品・器具等を元の位置に戻す)に要する時間が含まれていますので、使用時間内に退出を完了して下さい。
- 3.守っていただくこと**
  - 使用者**
    - (1) 入場者の安全管理の措置を講ずること。
    - (2) ホール及びその周辺の秩序を保つため必要な責任者及び整理員を置くこと。
    - (3) ホールの設備や附属設備を汚損若しくは破損又は滅失したときは、その旨を届け出ること。
  - (4) 許可を受けずに広告類を掲示し、又は物品の販売、展示その他これらに類する行為をしないこと。
  - (5) 係員の指示に従うこと。
  - (6) 入場者に下記の事項を遵守させること。
  - 入場者**
    - (1) 使用許可のない施設の使用や立ち入りは、ご遠慮下さい。
    - (2) 施設内は、全面禁煙になっております。喫煙は、ご遠慮下さい。
    - (3) 車椅子や靴の履き替えが困難な人を除き、スリッパ又はゴム底の上靴(ダンスを除く)を使用し、土足での使用をご遠慮下さい。また、上靴の靴底に滑り止め等を塗布しないこと。  
社交ダンス等は、床面保護に配慮がされたシューズを使用して下さい。なおタップダンスは禁止します。
    - (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為を行わないこと。
    - (5) 前号の原因となる物品又は動物を携行しないこと。  
※ホール使用者への電話取り次ぎはできません。  
※更衣室・給湯室等は、ありません。また、火気、調理器具の使用は、できませんのでご注意下さい。
- 4.使用終了後**
  - (1) 施設・附属設備・備品は、使用終了後直ちに元の状態に戻して係員の点検を受け、報告書をご提出下さい。  
万一、汚損、破損又は滅失したときは、弁償していただきます。
  - (2) ごみ等は、使用者が責任を持って、お持ち帰り下さい。

## 富田林市役所金剛連絡所 金剛連絡所ホール

〒584-0073

富田林市寺池台一丁目9番 15号

TEL 0721-29-1401

FAX 0721-40-2001



交通： 南海高野線「金剛駅」から東へ徒歩10分  
南海バス「久野喜台2丁目」バス停から徒歩3分